

**質問：認定こども園の所管はどこか。**

回答：現在、神津こども園は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、幼保連携型認定こども園に関する事務は、地方公共団体を総括する立場にある長の職務権限となっていることを踏まえ、市長部局において所管しています。

ただし、実際のこども園の運営にあたっては、同法において、「教育委員会に対し学校教育に関する専門的事項について助言または援助を求めることができる」ことから、現在、市長部局と教育委員会が綿密に連携を図ることで、公立幼稚園と同様、幼児教育の充実は十分に図れているものと認識しています。

更に、平成30年4月からの幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の同時改定によって、3歳児から5歳児の幼児教育部分について統一化され、今後、私立も含め、幼稚園、保育所、認定こども園で同じ教育内容を受けさせることが求められています。

また、本市では、幼児教育ビジョン・カリキュラムを策定し、どの就学前施設においても、また、家庭や地域とともに、育てたい子ども像を定め、共有していきます。

こうしたことから、所管部局に関わらず、幼児教育の内容において、遜色なく運営されるものと考えています。

今後とも、就学前施設の種別に関わらず、幼児教育が充実できるような仕組みづくりについて研究・検討していきます。

**質問：すずはら幼稚園の跡地の利活用は？**

回答：再編が確定しないと実施できない状況の中、具体的な内容は未定です。基本的には、公共施設マネジメントの観点から新たな公共施設の敷地とすることは考えていませんが、地域によっては、民間保育所の誘致や、児童クラブの教室など現在の子どもを取り巻く課題の解決や老朽化した共同利用施設の集約に向けて活用する方向性はあります。ただし、すずはら幼稚園の敷地では考えにくい状況であり、南部こども園の整備費に充てるため、売却が適当ではないかと考えています。